

近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務に係る業者選定実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務

(2) 業務の目的

本業務は、近江鉄道八日市駅において、東西のアクセス及び鉄道利用者の利便性向上を図るため、東西連絡通路の整備について、具体的な構想の策定を行うことを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙1 近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年3月25日まで

(5) 提案上限額

25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施形式

公募型プロポーザル

3 参加資格

(1) 事業者として令和元年度以後に公共団体又は鉄道事業者発注の鉄道駅部や鉄道交差物（地上又は地下）の計画又は設計（公告の前日までに完了したものに限る。）を行った実績を有すること。

(2) 令和5年度東近江市入札参加資格者名簿に登録されていること。登録のないものにあっては、以下の書類を企画提案書類と併せて提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）

イ 商号登記している個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 財務諸表（法人及び個人）直近3期分

エ 法人にあっては、直近事業年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、直近年度の都道府県税（事業税、都道府県民税及び自動車税）及び市町村民税（法人市町村民税、固定資産税及び軽自動車税）の全ての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

オ 個人にあっては、直近年の国税（申告所得税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（事業税及び自動車税）及び市町村民税（個人市町村民税、固定

資産税及び軽自動車税)の全ての納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

(3) 東近江市入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(4) 仕様書に定める業務について業務遂行能力及び適正な実施体制を有し、かつ、本市の指示に柔軟に対応できる者

(5) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に定める「鉄道部門」かつ「道路部門」に登録があること。

(6) 次の要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

なお、管理技術者及び照査技術者の兼務は認めない。

ア 管理技術者 次の資格及び実績を有する者であること。

(ア) 技術士(建設部門「鉄道」)又は技術士(総合技術監理部門「鉄道」)

(イ) 令和元年度以後に公共団体又は鉄道事業者が発注した鉄道駅部又は鉄道交差物(地上又は地下)の計画又は設計(公告の前日までに完了したものに限る。)を管理技術者又は照査技術者として着手から完了まで行った実績を有すること。

イ 照査技術者 次の資格及び実績を有する者であること。

(ア) 技術士(建設部門「鉄道」)又は技術士(総合技術監理部門「鉄道」)

(イ) 令和元年度以後に公共団体又は鉄道事業者が発注した鉄道駅部又は鉄道交差物(地上又は地下)の計画又は設計(公告の前日までに完了したものに限る。)を管理技術者又は照査技術者として着手から完了まで行った実績を有すること。

(7) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に基づく東近江市の入札参加資格基準による入札参加の資格制限に該当する者

イ 東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準(平成20年東近江市告示第253号)又は東近江市物品関係入札参加停止及び指名停止基準(平成26年東近江市告示第137号)に基づく入札参加停止又は指名停止を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 役員等(プロポーザルに参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該プロポーザルに参加しよう

とする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

キ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

ア 受付期間 令和6年4月22日(月)正午まで

イ 提出方法 質問書(様式1)により、この要領に記載している電子メールアドレス宛てに提出するものとする。

提出後は、必ず電話で受信確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、令和6年4月25日(木)までに質問者を伏せた上で、東近江市ホームページにおいて行う。

5 企画提案内容

(1) 提出期限

令和6年5月17日(金)正午

(2) 提出方法

提出期限までに次の書類を東近江市商工観光部中心市街地整備課に持参又は郵送(必着)

(3) 提出書類

ア 企画提案申込書(様式2)

イ 業務スケジュール(任意様式)

- ウ 事業者としての業務受注実績調書（様式 3）
- エ 配置予定技術者（様式 4）
- オ 技術者の過去の業務実績（様式 5）
- カ 技術者の業務経歴（様式 6）
- キ 会社概要書（様式 7）
- ク 測量・建設コンサルタントの登録証明書の写し
- ケ 見積書（任意様式）

(ア) 見積書には、見積金額、消費税及び地方消費税並びに合計額を記載すること。

(イ) 見積金額の明細を記載すること。

- コ 各テーマに対する企画提案書（様式 8 及び様式 9 又は任意様式）

本市における社会環境及び地域特性を踏まえて、以下のテーマについて企画提案すること。

【テーマⅠ】

東西連絡通路整備構想策定における着眼点について

（近江鉄道八日市駅の利便性向上のため実現性の高い内容とすること。）

【テーマⅡ】

既設鉄道の横断施設整備における留意点について

（基本構想検討時に留意すべき点を具体的に述べること。）

(4) 提出部数

上記アからコまでの順に並べ、正本 1 部及び副本 9 部を提出すること。

6 契約候補者選定方法

(1) 審査委員会

公正性、透明性及び客観性の確保のために近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務プロポーザル審査委員会要領に定める委員会を設ける。

(2) 審査方法

ア 一次審査

応募者数が5者を超えた場合は、一次審査（企画提案書の内容を書類審査）を実施し、上位5者を選考する。

(ア) 実施日 令和6年5月20日（月）

(イ) 結果通知 応募者全員に選考結果を電子メールで通知する。

なお、一次審査が行われなかった場合は、その旨を通知する。

イ 二次審査

(ア) 審査は、審査委員会において、企画提案書等応募書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し審査する。

(イ) 別紙2に定める審査表に基づき各審査委員が採点を行い、参加者ごとの合計点を比較し、第1位に3点、第2位に2点、第3位に1点、第4位以下に0点の順位点を付与する。ただし、同順位のプロポーザル参加者が複数ある場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となったプロポーザル参加者の数で除して得られる点数を付与する。

(ウ) 最優秀提案者の決定は、プロポーザル参加者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付し、最も順位の高い者を最優秀提案者とする。

なお、順位点の合計が同点の場合は、見積額が少ない者を高い順位とする。

(エ) 応募者が1者の場合であっても、審査委員会による審査を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。

(オ) プレゼンテーション及び審査経過については非公開とし、審査結果については文書通知する。

(カ) 審査結果についての異議申立ては、受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 実施日 令和6年5月28日（火）

イ 実施時間 1者につき50分程度（提案25分及び質疑25分）を予定

ウ 資料 プレゼンテーションは企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

エ 出席者 提案書の実施体制に記載されている者がプレゼンテーションを行うこととし、会場への入室は3人以内とする。

7 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合には、提案者を失格とする。

- (1) 定められた提出期限、場所、方法に適合しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) その他審査委員会が社会通念に照らし失格に当たる事由を認める場合

8 日程（予定）

令和6年4月12日（金）プロポーザルの公告及び実施要領の公表

令和6年4月22日（月）正午 質問書提出期限

令和6年4月25日（木）質問回答

令和6年5月17日（金）正午 応募書類提出期限

令和6年5月20日（月）一次審査

令和6年5月28日（火）二次審査

令和6年6月上旬 応募者への結果通知

9 情報公開及び提供

- (1) 参加者数及び選定した契約候補者については、東近江市ホームページにおいて公開する。
- (2) 本プロポーザル実施に関する情報及び提案者から提出された資料は、東近江市情報公開条例（平成17年東近江市条例第10号）に基づき公開することがある。

10 著作権等及び提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類等の著作権は、本市に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募者が提出した書類等の著作権については、応募者に帰属する。
- (2) 本市は、本プロポーザルの審査等の必要な範囲において、複製することがある。

11 契約

- (1) 今回のプロポーザルは、業務案を選定するものではなく、契約候補者を選定するものであることから、業務に当たっては、提案内容に拘束されるものではない。
- (2) 契約候補者との契約に当たっては、仕様等について改めて協議の上、契約内容を確定し、改めて提出された見積書により契約額を確定する。

- (3) 契約保証金等、契約に当たっては東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）に基づくこととする。

12 その他

- (1) このプロポーザル選考に参加する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出期限後における提出書類の差替え、再提出及び内容変更は認めない。
- (5) 業務の実施体制に記載した配置する各担当者は、病休、死亡、解雇等極めて特別な場合を除き、変更することはできない。

なお、極めて特別な場合で各担当者を変更する場合は、変更前の各担当者と同等以上の業務経歴を持つ者とし、東近江市の承認を要する。

- (6) 公正な選定が確保できないと思慮される場合は、本選定を中止することがある。
- (7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
- (8) 連絡先及び提出先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市商工観光部中心市街地整備課（市役所本館2階）

担当：馬越、小串

電話：0748-24-5562

I P：050-5801-5684

Eメール：chusei@city.higashiomi.lg.jp

別紙 1

近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務 仕様書

1 業務名

近江鉄道八日市駅東西連絡通路基本構想策定業務

2 業務場所

近江鉄道八日市駅及び周辺地区（東近江市八日市浜野町、八日市本町及び八日市松尾町）

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 25 日まで

4 業務目的

近江鉄道八日市駅周辺の東西のアクセス及び鉄道利用者の利便性向上を図るため、連絡通路施設を整備するための基本構想等を策定することを目的とする。

5 業務内容

近江鉄道八日市駅の東西連絡通路整備のため、以下の内容の検討を行う。

(1) 計画通行量の推計

近江鉄道線西側から八日市駅を利用している利用者数を調査し、当事業実施に伴う計画通行量の推計を行う。また、延命公園の再整備及び八日市駅西側土地の開発（集客施設等）による通行量の増加についても参考数値として推計すること。

(2) 比較検討

ア 構造形式及び技術的可能性の検討

連絡通路の整備に際し、地上又は地下通路、新設又は既設跨線橋の改良、踏切の新設等、想定される構造形式及び技術的可能性の検討を行う。また、設置に必要な敷地面積の算出も併せて行う。この際、通路の幅員及びエレベーター規模は、計画通行量に基づいた設定とすること。

なお、駅部と併せて整備する場合は、非接触型 I C カードによる乗車券システムの導入も含めた検討をすること。検討に必要な周辺地形図、駅の構造図等の資料については可能な限り市から提供するが、その他の必要な資料については自ら調査すること。

イ 法的位置付けの検討

建築物、道路、通路等連絡通路の法的位置付けについて整理する。

ウ 最適案の検討

検討した複数案について、利便性、技術的観点、法的位置付け、施工期間、実現性、費用面等を比較し、最適案を検討する。

なお、費用については、各種交付金等を考慮すること。

(3) 西側整備計画案の策定

東西連絡通路設置に伴う八日市駅西側の市道までの通路、延命公園までのアクセス及び一般車両の簡易的な乗降場案について検討する。

(4) 最適案の概算工事費算出及びイメージパース図の作成

比較検討における最適案における概算工事費について算出する。また、最適案のイメージパース図の作成を行う。

なお、工事に伴う移設費等必要な経費についても算出すること。

(5) 鉄道事業者及び関係行政機関との協議

整備事業が円滑かつ迅速に進むよう必要に応じて鉄道事業者及び関係行政機関と協議を行う。

(6) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に示されていない事項その他不明事項等について疑義が生じた場合は、その都度協議を行うこと。

6 打合せ等

受注者は、発注者と常に密接な連携を取るとともに、その都度打合せ内容を記録し、相互に確認するものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果品納入時を含め適宜行うものとし、原則対面での打合せとするが、オンラインによる打合せも可とする。

7 成果品

- (1) 報告書（A4判）5部
- (2) 報告書の原稿（電子データ）一式
- (3) 最適案におけるイメージパース図

別紙 2

評価項目

評価項目は、次の表に掲げるとおり

ただし、審査委員会で評価項目を変更又は追加することがある。

評価項目		評価の視点	配分
1 業務理解度及び実現性	業務理解度	仕様書の内容を的確に踏まえ、明確かつ具体的な提案になっているか。	20%
	業務実現性	業務内容及び目的に関する理解及び知識が十分にあり、実施方法等が具体的で、実現性があるか。	
2 企画提案	地域特性の理解度	本市の現状を分析し、及び地域特性を的確に把握する能力を有しているか。	35%
	課題解決に向けた方向性	近江鉄道八日市駅の状況を的確に把握した上で、その課題解決に向けた方向性を示す提案であるか。	
	連絡通路整備の考え方	仕様書の内容を的確に踏まえ、鉄道事業者及び利用者の利用を想定した適切な考え方が示されているか。	
3 業務実績及び実施体制	業務実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な実績を有しているか。また、過去に同種又は類似業務の実績があるか。	10%
	実施体制	人員配置の状況から、本市の要望に的確、迅速に対応でき、円滑かつ確実に業務を遂行可能と判断できる体制及びスケジュールが組まれているか。	10%
4 見積金額		見積金額に経済性及び妥当性があるか。	25%